

令和6年 第1回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和6年1月11日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和6年1月11日

東京都教育委員会第1回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第1号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第2号議案から第5号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 令和5年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について

(2) 島しょ地域における特別支援学校分教室のあり方検討委員会報告書について

教 育 長	浜 佳 葉 子
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	宮 原 京 子 (欠席)
委 員	高 橋 純
委 員	萩 原 智 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	浜 佳 葉 子
次長	田 中 愛 子
教育監	藤 井 大 輔
総務部長	山 田 則 人
指導部長	小 寺 康 裕
人事部長	吉 村 美 貴 子
特別支援教育推進担当部長	落 合 真 人
人事企画担当部長	矢 野 克 典
(書 記) 総務部教育政策課長	小 川 謙 二

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和6年第1回定例会を開会します。

本日は、宮原委員から所用により御欠席と御連絡を頂いています。

新しい委員の御紹介です。令和5年12月21日付けで、萩原智子委員が就任されましたので、御紹介いたします。萩原委員から一言御挨拶をお願いします。

【萩原委員】 座ったままで失礼します。皆様初めまして。萩原智子と申します。どうぞよろしくをお願いします。このたび、教育委員を拝命いたしまして、本当に心身ともに震えている状況です。私は競泳選手として23年間戦ってまいりまして、現在は引退をしまして、各スポーツ団体の役員等を務めています。これから少子化になっていくわけなのですけれども、どのような時代であっても子供たちがスポーツや文化芸術活動にチャレンジできる環境を整えていけたらなと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

【教育長】 ありがとうございます。

本日は、東京新聞ほか2社からの取材と、2名の傍聴の申込みがありました。また、東京新聞ほか2社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。―― 〈異議なし〉 ――では、許可します。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となります。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、高橋委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 11月24日の令和5年第19回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと思いますので、よろしければ御承認を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、11月24日の令和5年第19回定例会議事録については御承認を頂きました。

12月14日の令和5年第20回定例会議事録につきましては、お配りしていますので、御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと思います。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第2号議案から第5号までにつきましては、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

次に、教育長職務代理者の指定についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、教育長に事故がある時又は教育長が欠けた時は、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定されています。これまで教育長職務代理者第1順位であった山口委員の退任に伴いまして、教育長職務代理者第1順位を秋山委員に、第2順位を北村委員にお願いいたします。

議 案

第1号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

【教育長】 それでは、第1号議案「都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する

条例の一部を改正する条例の立案依頼について」の説明を、人事企画担当部長、お願いいたします。

【人事企画担当部長】 それでは、都立学校等都内の公立学校に勤務します時間講師の報酬や勤務時間等の勤務条件を定めました、講師の報酬等に関する条例の一部を改正しまして、時間講師の勤務時間に関して必要な規定の整備を行うため、知事に対して条例の立案依頼を行います。

改正の理由ですが、学校現場では昨今、新たな時代に対応するための力の育成や、児童・生徒の多様な学びのニーズに対応するために、教科の授業のほか、学習指導要領に定めます外国語活動や特別な教育課程を編成して実施されます日本語教育、特別支援教室における指導など、様々な授業を行っているところです。現行の条例の規定によりまして、時間講師は国語や数学などの教科の授業に従事することになっていまして、外国語活動や日本語教育などの教科に位置付けられていない授業には従事しないこととなっておりますが、正規の教員に欠員が生じた場合などにおきまして、教科の授業に位置付けられていない授業についても、安定的に質の高い授業を実施するため、必要な場合には専門的な知見を持つ時間講師を活用できますよう、時間講師の勤務時間の対象の拡大を図り、必要な規定を整備するものです。

改正の内容ですが、時間講師の勤務時間について規定いたします、第4条第1項の「教科の授業に要する時間」を「教科の授業その他の東京都教育委員会が定める授業に要する時間」に改めるほか、規定の整備を行います。

令和6年第1回都議会定例会へ付議し、令和6年4月1日に施行したいと考えていまして、本案決定後、知事に条例の立案を依頼したいと思います。

説明は以上です。よろしく御審議ください。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問・御意見ありましたら御発言をお願いします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明どうもありがとうございます。今回これは時間講師ということですが、時間講師に限らず、部活動の外部指導員等、多様な人材に学校に入っていて、様々な形で教育活動に従事していただく上で、こういった形できち

(1) 令和5年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について

【教育長】 続きまして報告事項(1)「令和5年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について」の説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 それでは、例年実施しています東京都教育委員会児童・生徒等表彰について報告をします。

「1 目的」を御覧ください。本表彰は、子供たちが知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、他の範となる顕著な姿や努力が認められる生徒等を表彰し、広くこれを顕彰するものです。昭和59年度から実施しているものです。

「2 対象」ですが、幼稚園も含めて都内公立学校に在籍する生徒等です。

「3 表彰基準」ですが、こちらは記載の3点です。こつこつと地道な活動や努力を継続して行い、他の範となる姿や活動あるいは善行を表彰の対象としています。

「4 表彰件数」ですが、今年度は全体で389件です。これまでの累計のべ件数は、5218件となります。

資料の右側には、表彰基準別及び校種別に表彰件数を示しています。表彰件数は、基準(1)が280件、(2)が41件、(3)が68件となっています。校種ごとに見ますと、中学校が最も多く150件、次いで小学校が127件となっています。今年度は特に中学校と高等学校で推薦が増加して、昨年に比べて1.6倍近くとなっています。

次に、右側の下段、表彰件数の推移です。令和2年度に表彰基準を改定しましてから、表彰件数が増加しています。これは本表彰の趣旨が学校に定着しつつあることによるものと捉えています。

次に、「5 表彰式」ですが、今年度は2月10日土曜日に、4年ぶりに直接表彰が受けられる対面式で表彰式を実施します。児童・生徒が自信を持って自己肯定感をより高めることができるものとしていきたいと考えています。

それでは、表彰対象となっています。児童・生徒等の善行や優れた活動を幾つかここで取り上げさせていただきたいと思います。写真付きのものでお示しします。

初めに表彰基準の(1)地道な活動を継続的に行い、他の児童・生徒等の範となる

者の活動例です。

こちらは中学校の生徒の活動の例です。ロボットに関する工作や電子工作の研究に取り組んで、研究を通して社会貢献を目指している姿が他の生徒の範となっています。この生徒は、小学校の低学年から自宅でロボットを工作するところから始まって、現在は大学が行っているいわゆるジュニアドクターの制度を活用して、大学の研究室で学んでいるという生徒の例です。

次に、こちらは中等教育学校の後期課程、いわゆる高校生段階の生徒の活動の例です。食糧や環境に関する課題意識を基に、国産小麦パンや昆虫食の販売など、主体的に幅広く活動している姿が他の生徒の範となっています。これは元々、学校で行っている探究的な学習を更に発展させて、自身で夏休みなどに昆虫食の開発を行っている企業を実際に訪問したりして、積極的に活動し、それらを発表したりという活動を行っています。

続けて、こちらは特別支援学校の生徒の活動です。美化活動や奉仕活動に継続して取り組み、ベースボール部に所属しているのですが、その部活動や、あるいは生徒会の役員もやっております、そうした中で様々な生徒の意見を聞きながら、協働して活動を改善していく姿がほかの生徒の範となっています。特に、使う前よりきれいにして帰るという信念を持って、部活が終わった後に自主的に玄関まで丁寧に清掃するなどしていると聞いています。

続いて、表彰基準（２）当該児童・生徒等が自ら学び考え行動した活動が契機となり、その効果が波及し、他の生徒等の具体的な行動や取組に良い影響を与えた者の活動例です。

小学校の児童の例です。児童が考案した地域特産品を使用したメニューが、校内だけではなく市内の給食として採用されたということで、地域を誇りに思う児童がほかにも増加しました。これは夏休みの自由研究でメニューを考えてきて、学校の栄養士さんが、これは是非ということで、市内全体に広げたという経緯だと聞いています。

また、本メニューの提供を通し、給食は様々な人が関わって作られていることを多くの児童が感じ、残菜の削減にもつながったと聞いています。

続きまして、高等学校の生徒、こちらは部活動の団体で行っている、部活動に準じ

た活動です。地域の合同防災訓練に参加したり、海の安全パトロール活動を行ったりするなど、地域の防災意識の向上に貢献しています。学校においては、避難訓練時の誘導整列点検を中心となって、責任を持って行うなど、生徒の防災リーダーとして活躍をしています。

続きまして、表彰基準（3）環境美化活動や福祉活動、伝統文化の継承活動、奉仕活動、地域社会における活動等を継続的に実践するなど、社会の一員として社会のために貢献しようとした者の活動です。

小学校の例です。津軽三味線の稽古に精力的に取り組みまして、地域の祭礼やイベント等で演奏を披露することで、郷土芸能の継承や地域貢献に尽力しました。津軽じょんがら節の曲弾きには譜面がなく、それをアドリブで演奏するそうでして、伝統楽器でありながら新たな世界が広がっていくと聞いています。

続いて、こちらは高等学校の定時制課程の生徒が団体で行った活動です。自分たちが生産した安心・安全な農作物を、関係機関と連携して地域の子ども食堂に届けて活用してもらうことで、地域社会に貢献しました。主に始業前などに届けたり、夏休みなども積極的に活動したと聞いています。外部連携を行うことで、より多くの子ども食堂に野菜を配布できるようになっています。

活動の紹介は以上です。

これらの被表彰者名簿が付いていますが、御承認いただけましたら、本日以降、東京都教育委員会のホームページに掲載する予定です。

以上で令和5年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰についての報告を終わります。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問・御意見ありましたら御発言をお願いします。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 私もこの表彰には大賛成ですが、なかなか表彰の基準から表彰されるものを選ぶということは難しいのかなと思います。もし問題なければ、どのようなプロセスなのかも、先ほど御説明いただいたのだとは思いますが、改めてと思います。特に、名簿を見ますと、特定の学校の子供たちが個人でたくさん表彰されているので、ひょっとしたらほかの学校でも頑張っている子供がいて、漏れや抜けがあったら、生

徒の周知も含めて、その辺りについて教えていただきたいなと思います。

【指導部長】 まず、学校長からの推薦に基づき、私どもが審査して、審査の過程では校長の推薦を重視しながらとはなっていますが、やはりいかにこれを広げていくかということで、例年過去の例を示したり、校長連絡会や、区市町村の場合は区市町村教育委員会の担当者を通して、事例を示しながら、是非日常的な行動を把握してあげて、それをこの機会にだけではなくて、日常から情報を集めていただいて御報告くださいという呼び掛けを繰り返し行っていまして、その意味では少しずつですが確実に広がってきているかなと思っているところです。

【高橋委員】 今、御説明いただいたとおり、特に表彰基準（１）の地道な活動を継続してということが、本当に重要なことで、日頃頑張っている児童・生徒がこういった表彰の制度で励みになって、お互いに切磋琢磨^{せつさくたくま}して、いい学校生活あるいは人生を送っていただけたらなど、大きいですけども、そのように感じているところです。

私からは以上です。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 私もこの表彰についてはとても賛成をしています。

事例を示しながら情報を収集していくのは校長先生の役割になってくると思いますが、ただ、時間外でそういった活動をすることも増えてくるのかなとも私は思いまして、教職員の働き方に関して、負担がなければいいなと思いました。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。その辺りはいかがでしょう。

【指導部長】 確かに、なかなか学校外の活動が多いものですから、それをどう聞き取るかというのは、それぞれの学校には任せていますが、あえて教員がその現地に足を運ぶということではなくて、面談等を重視しながら、日頃どのような活動をしているのかという子供の状況を把握する中で、日常的な記録をしていただくことが大事かなと思っていますので、そうしたやり方についても今後周知していきたいと思っています。どうもありがとうございました。

【教育長】 北村委員、お願いします。

【北村委員】 今、お二人の委員がおっしゃられたこととすごく重なるところがあるのですけれども、そもそもかつてはこの表彰の時に、例えばスポーツの大会などで既に表彰された子を改めて表彰することをしていたのを、そのようなことではなく、いわゆる大会などがないような、なかなか表彰される機会、表に出る機会がない子たちをということで、今この表彰の形になってきました。非常にその意味で僕はこの表彰はよい方向で来ているなと思いますが、同時に難しさがどんどん高まっているというか、何を基準に誰をどうやって見つけるのか、どうしても属人的に、校長先生や学校の先生方の中でそのようなプロモートをしてあげようという先生がいらっしゃれば表に出やすいけれども、あまりそのような意識が先生方あるいは校長先生になれば、どんなにいいことをしていてもやはりこのような場にはなかなか出てきません。もちろん、全てを見ることは不可能です。ただ、それを何か少し仕組みを作りながらやっていくことが大事なのかなと思ひまして、先ほど日常的にというお話がありましたけれども、日常的に情報を集めたりするのも、簡単な仕組みというか、当然ながら、それこそ働き方改革とのバランスも必要ですので、過度な負担を現場に押し付けてはいけないと思うのですが、同時に何か少し情報を入力して、プールを作っておくような仕組みがあれば、先生方もはっと気付いた時に、こういう子がこのようなことをしているというのはここに入力しておこうとやって、1年たって、定期的にそれを見返して、この子は是非これに推薦すべきではないかなど、少し仕組み化してあげることもいいのではないかなと思ひましたので、申し上げます。

【指導部長】 是非、次回から、例えば今のような例を示して、負担のない、効率的というか、情報が集約される仕組みを例示させていただく方向で考えさせていただきたいと思ひます。今後とも御指導いただければと思ひます。ありがとうございます。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 その仕組みを作る時に、都民の声もありますし、住民の声も入れる仕組みになればいいと思ひます。よろしくお願いします。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

(2) 島しょ地域における特別支援学校分教室のあり方検討委員会報告書について

【教育長】 それでは、次に報告事項(2)「島しょ地域における特別支援学校分教室のあり方検討委員会報告書について」の説明を、特別支援教育推進担当部長、お願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 それでは、報告事項(2)島しょ地域におきます特別支援学校分教室のあり方検討委員会報告書につきまして説明をさせていただきます。

まず、本冊子の2ページ目を御覧いただければと思います。青鳥特別支援学校八丈分教室は、令和3年度に3年間のモデル事業として開設し、今年度が3年目に当たります。1の計画での位置付けで、東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画で、分教室におきます特色ある教育内容や適切な規模のあり方等を検討、検証することとしています。

2の検証方法では、学識経験者、校長等の学校関係者から構成する、あり方検討委員会を昨年6月に設置し、報告書を取りまとめたものです。

5ページ目以降は、モデル事業の取組についてまとめています。

6ページの学校概要では、八丈分教室は世田谷区にある青鳥特別支援学校を本校とし、八丈高校内に併設し、学校運営を行っています。今年度、分教室の生徒数は、1年生と2年生が2名ずつ、3年生が3名の合計7名が在籍しています。

16ページの八丈分教室におきます教育活動では、八丈高校との交流、連携について、この中段の表がありますが、学校行事などの特別活動、また教科学習におきます交流及び共同学習についてまとめています。下から4行目に書いていますが、高校と分教室の教員が配慮事項や教材の工夫の打合せを行い、より理解が深まり、教員から新たな提案もされるようになってきているということをお示しさせていただいています。

次の17ページと18ページには、それぞれ連携した教育活動場面を写真で掲載させていただいています。また、20ページ目には、八丈高校以外にも青鳥特別支援学校の本校との連携ということで、オンライン授業や移動教室の交流などについてもお示しさせていただいています。

21ページ以降ですが、第3章のモデル事業の効果検証についてです。

22ページで、検証に当たりましては、保護者・教員等へのアンケートの実施や、地元小・中学校や町役場へのヒアリングを実施しています。(1)の教育活動では、八丈高校と交流することにより、多様性や共生社会の理解促進につながり、インクルーシブな教育の充実が図られていること、また日々の交流を通じ、両校の生徒がお互い刺激を受け、成長につながっているとのアンケートの意見も示されています。

28ページからは入学相談について、32ページからは進路指導についてまとめさせていただきます。

35ページです。モデル事業の検証としまして、4行目にありますが、主要課題の一つ目です。分教室におきます特色ある教育内容が、八丈高校との交流及び共同学習により、多様性や共生社会の理解促進につながり、また充実した就業体験等ができていくことについてです。主要課題の二つ目、適切な規模のあり方では、八丈高校との連携により、日常的な集団学習を補完することにより、適切な規模による教育が継続できていることを確認しています。

以上から、あり方検討委員会としましては、八丈分教室を令和6年度以降モデル事業の継続ではなく、正式に分教室として位置付けることを提言しています。

37ページの第4章では、他の島しょ地域におきます分教室の設置の考え方についてまとめています。

38ページの検討の視点では、(1)学習環境につきまして、分教室を島内にある高校内に設置することにより、教育活動で連携することができ、両校の生徒の成長に大きく寄与することについて、(2)の集団による教育活動につきましては、教科学習や作業学習において、生徒間の学び合いや関わりにおいて、集団による教育活動は重要な意義があることについて、次の(3)の教職員の体制につきましては、対外的な交渉や高度な判断が日常的に求められることから、分教室には管理職の存在は欠かせないことなどについて、(4)は、分教室の継続的な設置による連続性のためにも、分教室の魅力向上等が求められていることについて、(5)では、分教室が島内の特別支援の中核的な役割を担うセンター的機能を発揮することについて、以上5点を挙げさせていただきます。島しょ地域という地理的条件を踏まえ、検討の視点と

し考慮することが必要であるとしています。

以上を踏まえまして、41ページ目には今後の島しょ地域における分教室の設置の考え方について整理しています。四角のところですが、一つ目が高校内に併設することにより、適切な学習環境を整えることができること、二つ目は、併設する高校と教職員や施設面において協力関係を構築することができること、3点目が、複数人の生徒入学が毎年見込まれることを基準としてお示しをさせていただいています。今後の島しょ地域におきます分教室の設置については、これらの基準を一つの目安として検討していくことについて提言をされています。

あり方検討委員会報告書の説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありましたら御発言をお願いします。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 昨年の11月末に、大島の視察に行きました。その時に、小学校においてとても上手にインクルーシブ教育が行われていました。その延長線上に、高校でも交流、連携や、それから地域の人たちの協力があるかと思います。今回の設置については、インクルーシブ教育の模範になるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

【教育長】 北村委員、お願いします。

【北村委員】 モデルとして非常に適切な形で活動してきていただき、これを継続的に実際に分教室としてやっていくということで、とても良いことではないかなと思っています。島しょ地域における分教室設置の考え方も、基本的にはこういった考え方で判断していくのだろうなということは賛成するのですが、近年、いわゆるグレーゾーンと呼ばれたりする、特別支援の学級に入ることが明確に求められるかどうかという判断が難しいお子さんたちも増えてきている中で、単純にこの複数人がいるかないかのようなところを機械的に当てはめしないで、現場の実情をよく見ながら、必要だということにはできるだけお金をしっかり掛けてやっていくことが大切ではないかなと思います。島しょ地域ですので、いろいろとなかなか先生の数等を含めてリソース的に難しい面はあるかもしれませんが、東京としては、やはりそういったと

ころこそしっかりお金を使うという、僕はそれがすごく大切ではないかなと思います。東京は本当に大きなところですので、いろいろな形でお金を使って、本当に大きなお金が動いているわけですが、本当に一番困っているというか、一番支援を求めている子たちにこそしっかりと使っていくことを忘れてはいけないというのを、必ずしも特別支援だけではなく思うのですが、今回の島しょ地域の特別支援についても、是非そういった気持ちで、機械的に設置基準を当てはめるのではなく、しっかりと現場を見て考えていていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 地理的条件が多分一番の制約と思うのですが、そういった中で、これだけ丁寧な取組をされて、報告書まで作られたことに、僕はすごく素晴らしい取組だなと思います。分教室そのものではなくて、このように周りの考えまで整理してまとめられたというのが、僕は素晴らしい取組だなと思っています。このような新しい取組をした時に、ここでも連続性が大事だ、継続性が大事だとなっていますが、当初一生懸命作り上げたメンバーがいるうちは結構うまくいくのですが、だんだん人事異動して行って、思想が失われて、だんだん手順だけが伝わっていくと、当初の理念から外れていくような、こういった事業やプロジェクトなどが幾つか過去にもあったと思いますので、こういった報告書がしっかり残って、その上で継続的に教室が運営されることが、最初の理念をずっと忘れずに続くことになるのではないかなと思っていますので、また今後にも期待したいと思います。

ありがとうございます。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

2月1日(木) 午前9時30分

教育委員会室

【教育長】　　続きます、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】　　次回の定例会は、日程等の都合によりまして、1月の第4木曜日ではなく、2月第1木曜日となります、2月1日午前9時30分より、教育委員会室にて開催させていただければと思います。

【教育長】　　ただいま説明がありましたとおり、次回の教育委員会につきましては、2月1日の午前9時30分から開催としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—— 〈異議なし〉 ——

それでは、次回の定例会は2月1日午前9時30分からとなりますので、お間違いのないようによろしくお願いします。

日程そのほか、何かありませんでしょうか。

よろしければ、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時37分)